

令和4年3月22日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 片山 則昭

まん延防止等重点措置解除後の対応について（令和4年3月22日時点）

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、3月21日をもって、まん延防止等重点措置の適用が解除されたことから、丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会等の方針を総合的に判断し、今後の対応を下記の通り決定いたしました。

つきましては、お子様の健康・安全を最優先に、学校では最大限の感染防止に努めてまいりますので、教育活動の継続について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて変更が生じることがあります。

記

- 1 変更する日 令和4年3月22日（火）から
- 2 学校教育活動の継続等
 - (1) 感染症対策の徹底
感染防止対策を徹底し、教育活動を続けます。
 - (2) 部活動における感染症対策の強化
 - ア 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合を含む）を行います。
 - イ 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
 - ウ 県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。
 - エ 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は部活動を休止し、感染対策を確認します。
 - オ 児童生徒・教職員以外の参加については、必要最小限とします。
- 3 ご家庭へのお願い
 - (1) 感染再拡大を防ぐために、ご家庭でも感染症対策（マスク着用、手指消毒、リスクの高い行動の回避等）を継続していただきますようお願いいたします。
 - (2) 引き続き、お子様並びに同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は、登校しないようお願いいたします。（出席停止）
 - (3) お子様又は同居のご家族が、「感染」もしくは「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。
 - (4) 学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を守って参加いただくとともに、本人及び家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は参加しないようお願いいたします。
 - (5) 学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底し、コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅させてください。